

# 雨風に耐えて鍛えて幸せの花を育てん

## CRSを合言葉に額中第2期黄金時代を築きましょう



課題及び書類提出・配付を目的とした分散登校 4月30日(木)通学生・5月1日(金)寮生  
5月14日(木)・5月15日(金)も分散登校、5月21日(金)以降は岡崎市全体の学校再会準備期間に



4月28日(火) 分散登校に備えて、教員が2年生は武道場、3年生は体育館に椅子と机を運び、テキスト、資料、マスク等を机の上に置く



3密を回避する工夫として、人と人との間隔を2m以上になるように、窓を全開にして換気、マスク着用などの対策をしました。学年別の登校、下校になるように、どの学年も1時間程度の分散登校になる工夫をしました。



4月30日と5月1日(金) 1年生は食堂で(8:55~9:55) 教員が課題確認もしました



4月30日(木)と5月1日(金) 2年生は武道場で(9:00~10:00)、3年生は体育館で(9:05~10:05)

4月8日(水)から4月19日(日)までの臨時休校が決まった状況で、令和2年4月7日(火)に入学式を実施しました。4月20日(月)に保健関係等書類を提出する予定でしたが、5月6日(水)まで臨時休校が延長され困っていました。そこで、家庭訪問を計画したところ、4月17日(金)に緊急事態宣言が出されたので、家庭訪問を中止しました。そして、4月24日(金)に臨時休校が5月31日(日)まで延長されることになりました。

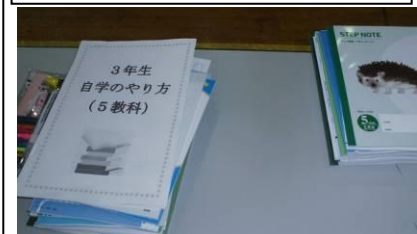
そこで、大変急で申し訳ありませんでしたが、4月30日(木)、5月1日(金)に3密を回避する工夫をして分散登校を実施しました。保健関係書類、課題を回収でき、次の課題を配付することもできました。2・3年生には、額田中教員による手作りの自学自習の方法を示した資料を配付しました。今、生徒は、自分の人生を自分で切り拓いていく力が求められています。「不要不急の外出の自粛期間」にどれだけ有効に時間を活用できるかがポイントとなります。特に、3年生は、4月までは1・2年の復習だけでよかったのですが、5月からは、3年生の学習内容を自分で学んでいかなければならなくなりました。

4月7日以来の登校で、生徒は仲間に会えて本当にうれしそうでした。教職員も生徒に会えて元気をもらいました。6月1日(月)から学校再開されることを願っています。自分の命を守る言動をしていきましょう。

保護者の皆様には、分散登校へのご協力、ありがとうございました。今後とも額田中学校の教育活動へのご理解とご支援をよろしくお願いいたします。



2・3年の自学自習の方法の資料配布



# 令和2年度額田中学校の「いじめ防止」に対する考え方

## 「いじめ」のない、生徒に「幸せの花」を育てる学校をめざします

### 1 学校いじめ防止基本方針（額田中学校ホームページに掲載されているものを一部抜粋）

いじめは、人の命も奪いかねない絶対に許されない行為である。いじめを起こさせないためには、「いじめはどこでも起こりうる」という認識のもと、いじめにつながる些細な兆候を見逃さないことが重要である。そのためにも、一部の教員が動くのではなく、学校全体で組織的に対応していく必要がある。

学校は生徒にとって安心できる場であり、伸び伸びとその個性を伸ばせる場でなければならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを推進する。

### 2 いじめの定義について

この基本方針において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。また、いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用し、組織的に判断する。

### 3 いじめ防止対策組織

「いじめ対策委員会」を設置し、いじめの些細な兆候や懸念、生徒からの訴えに対し組織として対応する。構成員は、校長、教頭、主幹、教務、校務、養教、学年主任、生徒主事、進路主事とし、必要に応じて、スクールカウンセラーを加える。

#### （1）「いじめ防止対策組織」の役割

- ① 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認  
学校評価アンケートをもとに、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討する。
- ② 教職員への共通理解と意識啓発  
年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。  
いじめアンケートや教育相談の結果を集約・分析し、効果的ないじめ防止対策に努める。
- ③ 生徒や保護者、地域に向けての情報発信と意識啓発  
ア 学校のみで解決することに固執しない。  
・保護者の訴えや地域の人からの情報提供には謙虚に耳を傾ける。  
イ 開かれた学校づくりに努める。  
・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況等を発信する。  
・積極的に学校の指導方針や取組を知らせ、保護者や地域の理解や協力を得る。  
ウ 情報は隠蔽することなく、正確な情報を伝える。  
・実際にいじめが発生したときには、個人情報の取り扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行い、保護者や地域の信頼を確保する。  
エ 関係機関との連携  
・学校の指導の限界を超える深刻ないじめについては、警察署と連携して対処する。  
・日常的に警察と連携協力できる関係を築く。
- ④ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）  
・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、学校いじめ対策組織において情報を共有し、複数の教職員によって問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。  
・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ組織的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。  
・問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導支援を行う。

#### （2）校内指導体制の整備

- ① 生徒の実態把握  
・毎週金曜日の2時間目にいじめ不登校対策委員会・生徒指導委員会を開き、生徒に関する情報交換を行う。生活に関するアンケートや個別面談を学期に2回実施する。
- ② 危機管理の心構え「さしすせそ」の確認  
・「さ」：最悪を想定する。「し」：慎重に対処する。「す」：素早く対処する。  
「せ」：誠意をもって対処する。「そ」：組織の一員として対処する
- ③ 生徒指導部の機能化  
・いじめ問題をはじめ、生活指導上の問題について確実な情報交換や対策を協議する。  
・職員との連携を密にし、知り得た情報を効果的に活用する。